

議案第56号

嘉麻市熊ヶ畑地域小さな拠点施設整備等審議会条例及び嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月6日提出

嘉麻市長 赤間幸弘

提案理由

嘉麻市熊ヶ畑地域小さな拠点施設整備等審議会及び嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会の審議終了に伴い、嘉麻市熊ヶ畑地域小さな拠点施設整備等審議会条例及び嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会条例を廃止するため、提案するものである。

嘉麻市熊ヶ畑地域小さな拠点施設整備等審議会条例及び嘉麻市
千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会条例を廃止する
条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 嘉麻市熊ヶ畑地域小さな拠点施設整備等審議会条例（令和４年嘉麻市
条例第１５号）
- (2) 嘉麻市千手・泉河内地域小さな拠点施設整備等審議会条例（令和４年
嘉麻市条例第１６号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。